

令和5年12月13日

担当課：環境部自然環境課
直通電話：092-643-3367
内線：3472
担当者：中川・吉瀬

死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザ遺伝子検査陽性について (佐賀県佐賀市)

令和5年12月6日に佐賀県佐賀市において回収後に死亡が確認されたハヤブサの遺伝子検査を実施したところ、令和5年12月13日に高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されましたのでお知らせします。

回収地点の周辺半径10km圏内は野鳥監視重点区域にすでに指定されており、福岡県では、大川市の一部が含まれることから、引き続きこの区域内の野鳥の監視を行ってまいります。

○ 今後の対応

- (1) 引き続き、野鳥監視重点区域内の死亡野鳥の検査基準を引き上げ、野鳥の監視を行う。
- (2) 鳥獣保護関係団体、市町村等に通知するとともに、県ホームページ等により鳥インフルエンザの情報や野鳥に接する際の注意点等について、広く県民に周知する。

福岡県では、下記のホームページにて、野鳥における鳥インフルエンザの発生状況や野鳥に接する際の注意点などの情報提供を行っています。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shizentorifuru.html>



【野鳥に接する際の注意点】

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察などの通常の接し方では、人に感染しないと考えられています。正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。

- 野鳥は、体内や羽毛などに細菌や寄生虫などの病原体を持っていることがあるため、素手で触らないでください。
- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしただけであれば、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追いついたり、つかまえようとするのは避けてください。